

3 法人課税

(1) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の見直し(大綱 P. 60)

試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率を次のとおり見直した上、研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限が当期の法人税額の40%(現行：25%)に引き上げられます。

①増減試験研究費割合が8%超	$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$	10%*を上限
②増減試験研究費割合が8%以下	$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$	6%を下限

※2年間の時限措置として、税額控除率の上限は14%とされています。

(2) 試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合における試験研究費の総額に係る税額控除制度の控除税額の上限の上乗せ特例の改組(大綱 P. 60)

次のとおり改組した上、その適用期限が2年(平成33年3月31日まで)延長されます。また、この改組に伴い、平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除制度が廃止されます(大綱 P. 62)。

①試験研究費の総額に係る税額控除制度における控除税額の上限(当期の法人税額の25%又は40%)に、当期の法人税額に試験研究費割合から10%を控除した割合を2倍した割合(10%を上限とする。)を乗じて計算した金額が上乗せされます(現行と同じ。)

②試験研究費の総額に係る税額控除制度における税額控除率を、上記(1)①及び②並びに下限となる6%により算出した率に、その算出した率に控除増率((試験研究費割合-10%)×0.5(10%を上限))を乗じて計算した率を加算した率とされます(小数点以下3位未満の端数は切捨て)。

※2年間の時限措置として、税額控除率の上限は14%とされています。

(3) 中小企業技術基盤強化税制の見直し(大綱 P. 61)

増減試験研究費割合が5%を超える場合の特例を増減試験研究費割合が8%を超える場合の特例に見直した上、その適用期限が2年(平成33年3月31日まで)延長されます。また、上記(2)②と同様に、試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合に税額控除率を割り増す措置が講じられます。

(4) 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の拡充(大綱 P. 61)

特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、次の見直しが行われます。

①対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす企業間の委託研究に要する費用の額を加え、その税額控除率が20%(研究開発型ベンチャー企業*との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る税額控除率は25%(大綱 P. 62))とされます。

※研究開発型ベンチャー企業とは、産業競争力強化法の新事業開拓事業者でその発行する株式の全部又は一部が同法の認定ベンチャーファンドの組合財産であるものその他これに準ずるものをいいます。

②控除税額の上限が当期の法人税額の10%(現行：5%)に引き上げられます。

(5) 中堅・中小・小規模事業者の支援(大綱 P. 64)

次の制度について、適用期限が平成33年3月31日まで2年延長されます。

①中小企業者等の法人税の軽減税率の特例
②中小企業投資促進税制
③中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(中小企業経営強化税制)(特定経営力向上設備等の範囲の明確化及び適正化が行われます)
④特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(経営改善設備の投資計画の実施を含む経営改善により売上高又は営業利益の伸び率が年2%以上となる見込みであることについて認定経営革新等支援機関等の確認を受けることが適用要件に加えられます)
⑤地域経済牽引事業の促進区域内において特定事業用機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度(地域未来投資促進税制)(関係法令の改正を前提に、所要の措置が講じられます。)

(6) 事業継続力強化税制の創設(大綱 P. 65)

中小企業等経営強化法の改正を前提に、青色申告書を提出する中小企業者^{※1}(適用除外事業者に該当するものを除きます。)のうち同法の事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画(仮称)の認定を受けたものが、同法の改正法の施行の日から平成33年3月31日までの間に、その認定に係る事業継続力強化計画又は連携事業継続力強化計画に係る特定事業継続力強化設備等^{※2}の取得等をして、その事業の用に供した場合には、その取得価額の20%の特別償却ができることとされます。

※1 中小企業者とは、中小企業等経営強化法の中小企業者であって租税特別措置法第42条の4第8項第6号の中小企業者その他これに準ずる法人に該当するものをいいます。

※2 特定事業継続力強化設備等とは、中小企業等経営強化法の事業継続力強化設備等(仮称)として認定事業継続力強化計画又は認定連携事業継続力強化計画(仮称)に記載された機械装置、器具備品及び建物附属設備のうち、一定の規模以上のもの^{※3}をいいます。

※3 一定の規模以上のものとは、それぞれ次のものをいいます。

機械装置	1台又は1基の取得価額が100万円以上のもの
器具備品	1台又は1基の取得価額が30万円以上のもの
建物附属設備	一の取得価額が60万円以上のもの

(7) 法人税関係の中小企業向けの各租税特別措置等におけるみなし大企業の範囲の見直し(大綱 P. 65)

① 中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者について、下記の制度のみなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資から、その投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をした独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式が除外されます。

中小企業投資促進税制
特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除制度
中小企業経営強化税制
被災代替資産等の特別償却制度
事業継続力強化税制(上記(6))

② みなし大企業の判定において、大規模法人に次の法人を加えるとともに、その判定対象となる法人の発行済株式又は出資からその有する自己の株式又は出資が除外されます。

大法人 [※] の100%子法人
100%グループ内の複数の大法人に発行済株式又は出資の全部を保有されている法人

※大法人とは、資本金の額若しくは出資金の額が5億円以上である法人、相互会社若しくは外国相互会社(常時使用従業員数が1,000人超のものに限ります。)又は受託法人をいいます。